

平成14年8月20日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目20番7号
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部：8628)
問合せ先：常務取締役経営企画部長 九鬼 祐一郎
TEL：03(3281)3146

個人投資家の新しい資産運用手段「預株」制度の開始について

松井証券は、個人投資家向けの新しい資産運用手段として、平成14年9月29日(予定)より「預株(よかぶ)」制度を開始いたします。(同制度の受付は平成14年9月21日より開始の予定)

今回、松井証券は、「預株」制度の導入にあたり、株式の決済に必要な株券を借りたい人に対し、個人投資家が安心して、かつ簡単に株券を貸すことを可能にしたシステムを新たに開発いたしました。この「預株」システムでは、株券を「借りたい投資家」と、余裕がある株券を貸してもいいという、株券を「貸したい投資家」を結び付けることが可能です。

松井証券では、今回開始する新制度により、個人投資家にとって超低金利の環境が続く中、少しでも有利に資産運用を行いたいというニーズに応え、「余裕のある株券を貸し出す目的で預ける」ことで「預株料(よかぶりょう)」を受け取るという新しい資産運用手段を提供できるものと考えています。

なお、今回のサービスでは、お客様の資産を保護するため、法令上、分別保管の対象外となっている「貸株代り金」相当額を、松井証券独自に、お客様を受益者として信託銀行に日々信託します。

松井証券は、今後も個人投資家の視点に立ったサービスの拡充に努めてまいります。

(*)この「預株」制度については、平成14年1月17日にビジネスモデル特許を出願しています。

以 上

松井証券の「^{よかぶ}預株」制度

1. 「預株」制度について

【「預株」制度とは】

「預株」制度とは、当社がお客様からの申込みにより株券を預かり、証券金融会社に株券の貸し付けを行うことで、当社がお客様に「預株料」として対価をお支払いする制度です。

当社は、株券を貸し付けた対価として、証券金融会社より品貸料を受け取ります。当社は、この品貸料から一定の手数料等を控除した金額をお客様にお支払いします。

証券金融会社

信用取引では、現物取引とは異なり売建からも取引を始めることができます。売建とは、投資家が証券会社から株券を借りて「売り」から取引を始めることです。証券会社は自社で調達できない株券については、証券金融会社から株券を借り受けます。証券金融会社が調達できる株券より多くの売建の需要がある場合に、その需要を埋めるため、投資家から広く株券を調達します。

品貸料

証券金融会社は、株券の不足した日の翌営業日に入札によって株券の調達を行います。入札によって、株券を借りるために必要な金額が決定されます。この金額を一般に「逆日歩」と呼びます。この「逆日歩」は決定された翌日の日本経済新聞に掲載されます。したがって新聞に載っている逆日歩は、前々営業日の不足分に係る貸出についての金額になります。品貸料は、逆日歩に株数を乗じて算出されます。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
株券不足	入札 逆日歩の決定	逆日歩の 新聞掲載	株券の貸出	株券の返戻

2. 「預株」制度を始めるにあたって

【「預株」制度確認書への同意】

当社は、お客様がWEB上で当社の定める「預株」制度確認書に同意していただいた後、その翌営業日から「預株」制度の申込みをお受けします。「預株」制度確認書は、WEB上の[各種口座開設画面]より電子的方法により同意を行なうことが可能です。

信用取引を行なっているお客様の場合、株券を担保としてお預かりしていますので「預株」制度に参加することはできません。

【「預株」制度の申込み】

「預株」制度確認書に同意していただいたお客様は、「預株」制度を申込み銘柄および株数を会員画面上から指示していただきます。「預株」制度の対象銘柄は、証券金融会社の発表する銘柄になります。これは、毎日20時ごろ発表されます。お客様からお申込みいただいた株券の中から、条件に合う銘柄について当社が証券金融会社の入札へ申込みを行います。

証券金融会社の入札は日々行なわれておりますので、入札への申込みは日々行いますが、毎日連続して採用されるかどうかはその時点では分かりません。日々「貸出」と「返戻」を繰り返す事となります。

「預株」制度の申込みを行った銘柄を売却する事も可能です。ただし、申込み当日に売却した銘柄は、入札申込みの対象外となります。

【消費寄託契約の締結】

入札により割当が確定した場合は、当社と消費寄託契約を締結していただき、当社がお客様の株券を預かり、当社が証券金融会社へ貸し付けを行なうこととなります。消費寄託契約とは、寄託を受けた者が寄託物を消費できること、および同種同量のもを返還することを約する契約です。

【貸株代り金の独自分別信託】

当社は、株券を証券金融会社に貸し付けた場合、前日の終値に貸付株数をかけた金額を「貸株代り金」として証券金融会社から受け取ります。これは貸し付けた株券に対する担保です。当社では、お客様の資産を保護するために、分別保管の対象外となっている「貸株代り金」相当額を、当社独自にお客様を元本受益者として信託銀行に日々信託します。

3. 預株料について

「預株」制度でお客様が受け取る預株料は、銘柄毎に計算します。「逆日歩に株数を乗じた品貸料」から「貸株代り金に対する金利」と「取扱手数料（消費税込み）」を差引いた金額が預株料となります。

原則、当社は、銘柄毎に1日あたりの貸し付けで得られる品貸料から貸株代り金に対する金利を控除した額の20%を取扱手数料として徴収します。算出された取扱手数料が300円未満の場合、300円を徴収します。なお、品貸料から金利を控除した金額が300円以下の場合、その全額が取扱手数料になります。取扱手数料には、内枠で消費税が含まれます。

< ケース 1 >

逆日歩15銭 1万株割当（1単元 = 1,000株） 前日の終値3,000円 日数が1日の場合

15銭 × 10,000株 = 1,500円.....品貸料
 3,000円 × 10,000株 × 0.6% × 1日 / 365日 = 493円貸株代り金に対する金利
 (1,500円 - 493円) × 20% = 201円 < 300円 300円...取扱手数料（消費税含む）
 1,500円 - 493円 - 300円 = 707円.....預株料（お客様の受取金額）

< ケース 2 >

逆日歩45銭 1万株割当（1単元 = 1,000株） 前日の終値3,000円 日数が3日の場合

45銭 × 10,000株 = 4,500円.....品貸料
 3,000円 × 10,000株 × 0.6% × 3日 / 365日 = 1,479円貸株代り金に対する金利
 (4,500円 - 1,479円) × 20% = 604.2円 < 300円 × 3日 900円...取扱手数料（消費税含む）
 4,500円 - 1,479円 - 900円 = 2,121円.....預株料（お客様の受取金額）